

幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見募集について（案）

平成 23 年 月 日

国土交通省北海道開発局

国土交通省北海道開発局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）に基づき、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めています。このたび、7月8日に「第3回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「第3回検討の場」という。）を開催し、目的別に複数の対策案を提示させていただきました。

つきましては、今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領のとおり、広くご意見を募集します。

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

第3回検討の場では、幾春別川及び石狩川下流の流域の特性を配慮しつつ、治水、新規利水、流水の正常な機能の維持の目的別に、実施要領細目に示された方策を組み合わせる複数の対策案を立案しました。また、概略検討により、詳細な評価を行う対策案を抽出しました。

このことに関し、下記のご意見を募集します。

- 1) 今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案
- 2) 今回行った複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見

<参考資料>

資料 1 複数の治水対策案の立案及び概略評価について

資料 2 複数の利水対策案（新規利水及び流水の正常な機能の維持）の立案及び概略検討について

※上記資料については「6. 閲覧又は資料入手の方法」により閲覧又は入手が可能です。

2. 募集期間

平成23年 月 日（ ）～平成23年 月 日（ ）（必着）

3. 提出方法

ご意見は、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で下記5. 提出先までご提出下さい。ご意見につきましては、別添意見様式により、下記①～⑦を記載下さい。

- ①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ②住所
- ③電話番号又はメールアドレス
- ④職業（企業・団体としての意見提出の場合は不要）
- ⑤年齢（企業・団体としての意見提出の場合は不要）
- ⑥性別（企業・団体としての意見提出の場合は不要）
- ⑦ご意見（上記1. 意見募集対象1）～2）の別に記載して下さい。）

※ 頂いたご意見に関するの個人情報、目的以外では使用いたしません。

4. 注意事項

- ①一つのご意見が200字を超える場合は、併せてその内容の要旨（200字以内）を記載いただきますようお願いいたします。
- ②ご意見は日本語で御提出ください。
- ③なお、提出されたご意見とともに、属性（職業、年齢、性別）、住所のうち都道府県名、市区町村名を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑥期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

5. 提出先

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課内

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見募集」事務局宛

- ①郵送：〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目
- ②ファックス：011-618-4701
- ③電子メール：ikusyundam@hkd.mlit.go.jp

（件名に、「幾春別川総合開発事業検証に係る検討に関する意見」と明記して下さい）

6. 閲覧又は資料入手の方法

①インターネットによる閲覧

国土交通省北海道開発局「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」ホームページ

URL：<http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/kasen/09kawazukuri/06ikusyun/index.html>

②資料の閲覧場所

以下の場所において、資料の閲覧が可能です。また、「意見提出様式」の入手が可能です。

- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課
（札幌市中央区北2条西19丁目）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所
（札幌市南区南32条西8丁目2番1号）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所
（岩見沢市7条東9丁目3番地1）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部江別河川事務所
（江別市高砂町5番地）

- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部幾春別川ダム建設事業所
(三笠市幾春別山手町9 1 - 1)

7. 参考

「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の資料につきましては、北海道開発局のホームページをご参照下さい。

URL: <http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/kasen/09kawazukuri/06ikusyun/index.html>

<問い合わせ先>

国土交通省 北海道開発局 建設部 河川計画課内

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見募集」事務局

電話番号：0 1 1 - 7 0 9 - 2 1 1 0

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 河川計画課内

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見募集」事務局

電話番号：0 1 1 - 6 1 1 - 0 3 2 9

(別添：意見提出様式)

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課内

「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」事務局 宛

幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見募集について
 ～治水、新規利水、流水の正常な機能の維持の対策案について～

①氏名(フリガナ)					
②住所	都道府県：		市区町村以下：		
③電話番号又は メールアドレス					
④職業		⑤年齢		⑥性別	
⑦ご意見（ご意見が200字を越える場合は、併せてその内容の要旨(200字以内)も記載してください。）					
治水	1) 今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案				
	2) 今回行った複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見				
新規 利水	1) 今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案				
	2) 今回行った複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見				
流水の 正常な 機能の 維持	1) 今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案				
	2) 今回行った複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見				